

Title	<研究論文>当事者による当事者研究の意義
Author(s)	松本, 学
Citation	教育方法の探究 (2002), 5: 93-98
Issue Date	2002-03-31
URL	https://doi.org/10.14989/190256
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

当事者による当事者研究の意義

松 本 学

はじめに

ここ数年、社会福祉などで当事者という用語を散見する。これは主に当事者運動と呼ばれる領域で見ることができる。筆者の研究フィールドであるセルフヘルプ・グループ／NPO法人（特定非営利活動法人）という形態をとった当事者運動においても、個人や集団がかかえる困難を表現する場合、当事者による体験の語りなどの表現が重視される（中田，2000）。こうした当事者運動は、日本においては、1970年代の青い芝運動や80年代以降の自立生活運動へとさかのぼることができる。こうした運動の意義は、今まで福祉サービスの受益者であった当事者自身が、自分のニーズに基づき、自己決定を行うことを主張したセルフアドヴォカシーにある。現在も当事者運動の活動はセルフアドヴォカシーを中心に行われているが、1）差別禁止法制定を求める運動、2）自立生活センターを中心とした介護制度の提案を行うこと、3）海外における当事者運動の紹介、という戦略を採っている。（杉野，1999）。社会福祉行政においては、当事者サイドから行政サービスに対して主体的に要求を行うことに近年脚光が当てられており、現在進行中の社会福祉基礎構造改革においてもそれまでの行政主導のサービス提供から、サービスを受ける側の当事者が自分自身でサービスを選択できる契約制度が取り入れられている。この点で、当事者運動は、福祉において、一定の発言権を確保しつつある、といえる。

上記のように、社会福祉の現場では当事者のという言葉が一定の意味を持っているように思われる。以後、本論では、当事者という用語の意味を整理する。次に、当事者による当事者研究の意義について論じる。

I 当事者の定義

法律学では、当事者という用語は、当事者主義と関係して語られる。当事者主義とは、当事者（検察官と被告人）が訴訟追行の主導権を握るべきとする考え方をいう。これに対置される職権主義は、裁判所が主導権を握るべきとする考え方のことである。つまり法律学での当事者は、訴訟に直接関係するもの、特に刑事訴訟法や民事訴訟法上の裁判などでもちいられる紛争の当事者のことである。この場合、必ずしも、ある個人のみをさししめず場合に限定されず、会社や団体

などもこれに当たる。

障害者福祉においては、当事者という場合、社会福祉サービスの受益者を指す場合が多い。受益者という用語は、受動的な意味を持つため、当事者という用語へと移行がはかられた。この移行は、日本においては障害者自身が生活の自律性を獲得するための運動である70年代の青い芝運動や80年代以降の自立生活運動（立岩，1995；全国自立生活センター協議会，2001など）などが契機であると思われる。このような運動が障害者運動の主流になることで、障害者福祉において、当事者の運動の重要性が認識され、その結果、当事者という用語を社会福祉学の言説に取り入れようとしたという点は当事者運動の意義として大きい。このように、当事者という用語は、今までの公的福祉サービスと自立生活運動などの当事者による主体的サービス構築を明確に区別する概念として使用されている（岡，2000）。

近年、当事者という用語の範疇は拡大し、実状としては、公的な福祉サービスを受けているか否かに関わらず、固有のニーズがある人々や集団を当事者と呼ぶ傾向にある。公的な福祉サービスを受けていないということは蓋し障害者制度の対象外の人々であることをさす。つまり、現時点で当事者という用語の範疇は、当初の受益者という用語から確実に拡大し、今や何らかの目的を獲得しようとする「障害」者の領域までを指すに至っているのである。なお、ここで「障害」者とは、いわゆる社会福祉行政において規定するところの障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）と、それ以外の者をも含める。筆者は、ここで1990年成立の「障害を持つアメリカ人法」（Americans with Disabilities Act: ADA）における障害者規定における見なし規定を念頭に置いている。これは、実際には障害を持っていないとも、周囲が障害を持っていると見なすことがあれば、すなわち障害であるという障害観である。

心理学では、当事者という用語は一般に見受けられない。これは、実証主義の心理学研究が、実証という目的を重視するあまり、「現実」から離れていったということと軌を一にするように思われる。当事者のみならず、研究者の属性を明記しない研究が多く行われている。

しかし、とりわけ社会的弱者などの研究の場合には、のちに述べるクレーム申し立てのための装置として、当事者概念を使用する意義があると思われる。これは、いかに今までの日本の心理学が、現象の解明と記述に追われ、社会変革を意図してこなかったかということを示していると思われる。

II 当事者の排他性

障害者福祉における当事者が自分たちの自律性を獲得するために活動するという点は、サービス提供側（支配者）の一方的支配への対抗運動という点で、マイノリティのさまざまな運動と近似しているとおもわれる。マイノリティは、社会的少数者を意味するが、当事者も意見を行政などに反映できないという意味で、（また、その反面「保護」されているという意味で）マイノリ

ティとすることができる。またこの問題は、民族間の紛争などの場合にしばしば問題となるエスノセントリズムとの関連も指摘することができると思われる。同様に、国家間の戦争や、国家の範疇を越えた南北問題においても、当事者が存在する。この場合の当事者は利益を享受するといふより、むしろ損害を受けるというような意味を持つ。

では、以下は障害者福祉における当事者を念頭に置いて、個人としての当事者の特徴を見ていきたい。以降、本論では障害者は制度上の障害者・制度外の「障害」者いずれをも含む。当事者には、利害関係が常について回る。これはこの用語がそもそも法律概念として出発していることから明らかである。このため、当事者以外には、事態はまったく関係せず、他者を排除しようとする排他性を意味する可能性がある。特に非当事者の立場からみたとき、事態は当事者によって独占され、当事者以外はふれることも語ることもできない状況がおこることもある。アルコール依存症者のグループであるAA (Alcoholics Anonymous アルコホーリクス・アノニマス) や薬物依存症者のグループであるNA (Narcotics Anonymous) など、参加者同士が匿名性を重視するアノニマスグループといわれる種類のセルフヘルプグループなどはその典型である。このような参加者の匿名性を重視するグループではなくても、セルフヘルプグループは集会参加の条件などを限定することによって一定の排他性を有している。

しかし、排他性という特徴にはいくつかのメリットがあげられる。まず、当事者概念の排他性が、きわめて特殊な状況に置かれている当事者の権利を擁護する場合がある。こうした場合、非常に少数者であることが多いと思われる。たとえば、今まで当事者として認知されてこなかった人々（例えば、顔に先天性疾患や外傷があるもの）にとって、当事者だけに限定された状況は、近年まで得ることができなかった。それゆえ、こうした問題のある当事者はひとりひとりで非当事者の排他性に耐えなければならなかった。とすると当事者の集団における排他性は、排他性を維持することで、当事者自身の独自の下位文化をつくる可能性を有している。

また、特に社会福祉において、こうした排他性は専門職に対する一定の距離をとるための機能も有している。さまざまな状態の当事者があつまってきたセルフヘルプ・グループは、非専門職によって構成されているため、組織的基盤が既成の組織と比較して脆弱なことが多く、専門職の介入によって機能不全になることも多い。さらに、専門職の主導によって設立されるセルフヘルプ・グループも多く、この場合、当事者の利益のためよりも専門職の利益（例えば、比較的希少な疾患をもつ患者を集められる）のために、運営されている場合も多い。こうしたことを防ぐために、セルフヘルプ・グループでは、当事者のみの運営になっているところが多い。

さらに、当事者は、固有の状況の中にある人である。当事者の固有の状況は、取り組むべき問題として位置づけられている場合が多い。その意味で、当事者は、今まで取り組まれてこなかった問題を提起するという特徴を持っている。これは、当事者運動の例として先に挙げた青い芝の会や、自立生活運動が自分たちの自律性を確保しようとするという点で問題提起的であることをみれば明らかである。またここから、当事者という特徴には、係争的ニュアンスも含まれること

になる。

Ⅲ 当事者による当事者研究の意義

では、以上の当事者の特徴をふまえて、当事者による当事者研究においては、どんな意義が存在するのであろうか。想定される困難としては、問題への近さや客観化、対象化が困難であるという点があげられる。問題への近さという点は、往々にして、問題に対する客観的視座の欠如とみなされがちである。しかし、研究というスタイルを取ることは、一面で研究者に当事者としての特徴を薄めさせる。つまり、当事者としての研究者は、研究場面では当事者としての特徴よりも、研究者としての特徴をより自覚しているように思われるので、研究者が当事者の特徴を持っていることがすなわち問題についての客観的視座を失うこととは言えないように思われる。むしろ、当事者である研究者は、単に客観的な視座ではなく、当事者と対話的な視座で考察をくわえることができると思われる。さらに、当事者という特徴は、まさにその問題に対する近さ故に、切実である。このことから、研究にたいする問題意識や動機の強さは非常に高いように思われる。

松本（2000）は、調査者としての特徴（当事者であること）を明示して、分析上生じるバイアスと利点について整理した。これは、当事者という特徴自体を記述して行う上で必要最低限の分析であった。その後、当事者という属性の表す意味を整理する必要があると感じた。これは、法律や福祉、ジャーナリズムなどいくつかの分野で当事者という用語が様々な定義で用いられているためである。

もちろん研究者が当事者であることは、そのまますぐに肯定できることではない。先ほどあげた当事者の排他性から見て、当事者の発言が、ある種の政治力や権力を有することもある。単に当事者だからといって、発言全てが当事者の現状を明示しているものではない。以上のことに対して、当事者である研究者は常に自覚的になるべきであろう。当事者であるという特徴を明示して記述することは、他の同様の当事者にとって、相応の影響力を持つ。セルフヘルプ・グループのような当事者集団を調査対象とする場合、当事者集団の言説に対して距離をとれずに、「グループに都合の良いことのみを報告するという意味でグループの『御用学者』になる恐れ」（岡2000）も存在する。さらに問題の近さは、当事者である研究者にとって、研究を継続する上で相応のストレスとなりうる。当事者でなければアプローチできないような対象・語り手やその内容は、研究者自身の体験と重なるところが大きいいため、記述することが困難になることもありうると思われる。

当事者運動においては、当事者が運動を行うことで、自身の自律性を獲得する方向に進んできた。では、運動と対置したとき、当事者による当事者研究においてはどのようなメリットをみることができただろうか。一つには、ある一定の理論的枠組みの中で当事者の問題を取り上げることで、当事者運動の排他性を取り除き、より普遍的問題意識を持つことができるとおもわれる。

これは単にクレームの申し立てというだけではなく、当事者の問題意識を研究として発表することは、心理学や社会福祉学などの学問に新しい問題意識を提起する働きもあると思われる。

また、当事者運動においては、どこかに非当事者から援助されることを想定している（立岩・寺本，1998）。こうした非当事者からの支援は、当事者の自律性を阻害する点で当事者運動の限界とされている。当事者による当事者研究は、こうした当事者運動の限界を解決する1つの回答ともなりうると思われる。

さらに、当事者の特徴を持つ研究者にとって、研究をはじめた動機としてやむにやまれぬ自己への探究欲求というべきものが挙げられるだろう。それゆえ、当事者である研究者が研究を継続して行くことは、研究者自身にとって自己のアイデンティティを確認し続ける活動に他ならないと思われる。

IV 要約

本論では、障害者福祉の分野で、当事者の運動が障害者自身の自律性を獲得することを目指すものであると確認した上で、さまざまな領域で当事者という用語の意味を確認した。法律分野では、当事者は訴訟に関係するものを指したのに対し、障害者福祉においては、社会福祉サービスを受ける受益者を当事者と呼んでいる。近年、障害者福祉における当事者の用語の意味は拡大し、社会福祉サービスを受ける者だけではなく、固有のニーズをもつものを広く当事者と当事者と呼んでいる。

このような当事者の特徴として、当事者以外に対する排他性をあげることができた。この排他性は、特に少数者であり、専門職の支配を受けやすい当事者の自律性を確保するために、必要なものと考えられた。

以上の当事者の排他性から、当事者による当事者研究は、研究を進める上で、発言の政治性に自覚的にならなければならない。また、当事者の言説に一定の距離をとることができずに当事者の「御用学者」になる可能性も指摘できる。このような困難にも関わらず、当事者による当事者研究は当事者との暖かい対話的視座で考察を行うことができる可能性や、問題の切実さ、研究者自身の自己の探求という点で、非常に意義のあるものと考えられた。

本論においては、おもに障害者福祉領域において、当事者による当事者研究についての意義を考えた。しかし、当事者による当事者研究は、障害者問題に限定したものではない。人類学における内部者の視点による研究（Langness & Frank, 1981）や、フェミニズム研究などについて文献検討を行うことは当事者による当事者研究を位置づける上で、今後の課題である。

謝辞

ご多忙中にも関わらず、本論文の作成に適切なお指導をいただきました京都大学大学院教育学研究科のや

まだようこ教授に記して感謝いたします。

引用・参考文献

- Langness, L. & Frank, G. (1981) Lives: an anthropological approach to biography.
- Chandler&Sharp (米山俊直・小林多寿子訳 1993 ライフヒストリー研究入門 ミネルヴァ書房)
- 浅野智彦 (2001) 『自己への物語論的接近 家族療法から社会学へ』 勁草書房
- 岡知 史 (1999) 「当事者運動 - 『対象者』から『当事者』へ」 平岡公一・平野隆之・副田あけみ (編) 『社会福祉キーワード』有斐閣 148-149
- 岡知 史 (2000) 21世紀のセルフヘルプグループとその調査方法 (右田紀久恵・小寺全世・白澤政和編 社会福祉援助と連携) 91-107 中央法規出版,
- 杉野昭博 (1999) 「障害者運動の組織とネットワーク～日本における障害当事者団体の歴史と展望～」 関西大学経済・政治研究所 (編) 『研究双書 第112冊 組織とネットワーク研究』87-105
- 豊田正博 (1998) 「当事者幻想論 あるいはマイノリティの運動における共同幻想の論理」『現代思想』1998年2月号100-113
- 立岩真也 (1995) 「私が決め、社会が支える、のを当事者が支える」 安積純子・尾中文哉・岡原正幸・立岩真也 (編) 『生の技法-家と施設を出て暮らす障害者の社会学-』 増補・改訂版 藤原書店
- 立岩真也・寺本晃久 (1998) 「知的障害者の当事者活動の成立と展開」 『信州大学医療技術短期大学部 紀要』 23:91-106
- 長瀬 修 (2000) 「『顔面漂流記』: 顔と社会モデル」 『障害・障害学の散歩道』 7月号No6
- 中田智恵海 (2000) 『セルフヘルプグループ 自己再生の援助形態』 八千代出版
- 松本 学 (2001) 「顔にdeformityを抱える人々が選択する自己呈示のストラテジー -セルフヘルプグループU に関わる人々のライフストーリー研究」 大阪府立大学大学院総合科学研究科修士論文
- 松本学 (2001) 「受容とは何か 当事者である研究者の視点から」 『看護学雑誌』65(6) 医学書院 541-545
- 宮崎清孝 (1998) 「心理学は実践知をいかにして越えるか-研究が実践の場に入るとき」 佐伯胖・宮崎清孝・佐藤学・石黒広昭 (編著) 『心理学と教育実践の間で』 東京大学出版会 57-101
- 好井裕明・桜井厚 (編) (2000) 『フィールドワークの経験』 セリカ書房

(博士後期課程)